

令和5年4月28日

第34回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和5年4月28日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第34回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	14番	金子秋雄
------	-----	------

4. 本日、この会議に参加した者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局	長	濱川龍一
	庶務係	主事	宮本美優
	農地係	主事	篠原司

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について

報告第2号 余市町農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則について
(専決処分)

議案第1号 現況証明願いについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積

計画の決定について

議案第 5 号 余市町農業振興協議会委員の推薦について

議長 (開会宣言の時刻午後1時30分)
定刻になりましたので、ただ今から第34回余市町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、15名であります。
よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。
なお、本日、14番金子委員は所用のため、欠席する旨の届出がありましたことをご報告いたします。
本総会の傍聴について、ご報告いたします。
本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。
本総会に付議する案件は報告2件、議案5件であります。
それでは、日程に入らせていただきます。
はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一同 議長指名

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。
4番・野呂委員、11番・有田委員のご両名にお願い申し上げます。
それでは、案件の審議に入ります。
報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免についてを議題に供します。
番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、上程されました、報告第1号につきまして朗読説明させていただきます。
報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について。
令和5年4月1日付余市町人事異動に伴い、余市町農業委員会事務局職員を次のとおり、任免発令したので報告する。
令和5年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。
記、職氏名、宮本美優、農業委員会発令事項、余市町農業委員会事務局職員に任命する。主事を命ずる。庶務係に配置する。
以上、報告第1号についてご報告いたしましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質問等がございましたら承ります。

一同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、報告第1号につきましては、報告のとおり承認いたします。

次に、報告第2号 余市町農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則（専決処分）についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、上程されました、報告第2号につきまして朗読説明させていただきます。

報告第2号 余市町農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則について（専決処分）。

余市町農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則を次のとおり制定したので報告する。

令和5年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

これまで、農業委員会の個人情報の保護に関しては、余市町個人情報保護条例、施行規則の例により行っていましたが、本年3月24日の第1回定例議会で、その条例が廃止され、新たに余市町個人情報保護法施行条例が制定されました。

お手元に配付しております資料のとおり、引用する条例、施行規則が新たに制定されたことによって、それに合わせるべく余市町農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則を制定したものでございます。

なお、町の条例の施行日が本年4月1日であることから、本規則についても4月1日からの施行とすべく、専決処分を行い、このたび報告するものでございます。

5ページをお開き願います。

余市町農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則。

余市町個人情報保護法施行条例（令和5年余市町条例第6号）の規定に基づく余市町農業委員会が保有する個人情報の保護等については、余市町個人情報保護法施行細則（令和5年余市町規則第16号）の例による。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（余市町個人情報保護条例の施行に関する余市町農業委員会規則の廃止）

2 余市町個人情報保護条例の施行に関する余市町農業委員会規則（平成13年農業委員会規則第2号）は、廃止する。

以上、報告第2号についてご報告いたしましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質問等がございましたら承ります。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、報告第2号につきましては、報告のとおり承認いたします。

次に、議案第1号 現況証明願いについてを議題に供します。
番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第1号 現況証明願いについて。

このことについて、下記の者から現況証明願いがあったので実情検討の上、証明の可否について審議採決願いたい。

令和5年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、■■町■■■丁目■■■番地、■■■、土地の表示、■■町■■■番■■■、地目、公簿畑、現況農地採草放牧地以外、面積■■■㎡、調査年月日につきましては、令和5年4月20日、調査委員につきましては、落委員、中岡委員、片山委員の3名で調査を行ってございます。

調査委員の所見につきましては、現況申請可相当でございます。

7ページをお開き願います。

申請地につきましては、町道山田中通り線の沿線の色塗り部分の土地でございます。補足説明といたしまして、申請番号1番については、平成9年1月30日付けで農地法第5条転用許可済みであり、現在は建物敷地として利用されております。今回の申請であります、現況証明後に地目変更登記をするものでございます。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9 番 申請番号1番の現況証明願いについて、4月20日、事務局を含め、中岡委員、片山委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

調査の結果、本案件は平成9年に農地法第5条転用許可済みであり、現在は住宅地などが隣接しているため、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

以上の調査状況から本申請地に農地性は無く、農地採草放牧地以外であり、現況申請可相当との意見で一致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

います。

農地法第3条調査書につきましては、11ページに記載しております。
9ページをお開き願います。

続きまして、申請番号3番、申請人住所氏名、譲渡人、余市町■■町■■
■■番地、■■■■、譲受人、余市町■■町■丁目■■番地■■■■■■■■
■■■■■■、■■■■。

申請農地、■■町■■■■番■、公簿田、現況畑、外■筆、計■筆で合計
面積■■■■■■m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和5年4月20日、中岡委員、
片山委員、落委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条
第2項第1号から第6号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、経営移譲するため所有農地を一括贈与する
もの、譲受人、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、12ページに記載しております。

以上3件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、申請番号1番につきまして、現地調査を行っ
た地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 2 番 申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、4月19日、
事務局を含め、村井委員、山本委員と私の3名の委員で現地調査を行いました
ので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、
譲渡人が経営を法人化するため、所有農地をすべて譲受人に譲り渡すもので
す。

調査の結果、申請番号1番については、取得後も機械の能力・農作業に従
事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員
3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合
意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 続きまして申請番号2番、3番につきまして、現地調査を行った地区担当
委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2 番 申請番号2番から3番までの農地法第3条の規定による許可申請について、
4月20日、事務局を含め、片山委員、落委員と私の3名の委員で現地調査
を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号2番については、

譲渡人と経営規模を拡大する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

申請番号3番については、譲渡人が後継者の譲受人に経営移譲するため、所有農地を一括贈与するものです。

調査の結果、申請番号2番から3番までについては、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号1番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号3番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

5 番 はい、いいですか。

議 長 はい、5番・村尾委員。

5 番 譲受人は■■■ですか。

議 長 はい、どうでしょうか。

濱川局長 5番・村尾委員のご質問にご答弁申し上げます。こちらの■■■さんにつきましては、■■■さんの■■■ということでございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

議 長 はい、よろしいですか。

5 番 はい。

一 同 異議なし
議 長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。
続きまして、議案第4号につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし
議 長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。
次に、議案第5号 余市町農業振興協議会委員の推薦についてを議題に供
します。
番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今上程されました、議案第5号につきまして朗読説明させていただきます。
議案第5号 余市町農業振興協議会委員の推薦について。
このことについて、令和5年4月10日付余政農号をもって、余市町長より
下記のとおり推薦依頼があったので本会に付議する。
令和5年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。
記といたしまして、1. 推薦依頼書、別紙のとおり。
2. 推薦委員数、2名。
3. 委嘱期間、令和5年5月1日から令和7年4月30日となっております。
28ページをお開き願います。
こちらのページが町長からの余市町農業振興協議会委員の推薦依頼でござ
います。
現在は農業委員会からの推薦で、細山会長と井川委員が委嘱されておりま
す。
令和5年5月1日からの2年間の委員の推薦につきまして、よろしく審議
の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたが、推薦の方法についてお諮りいた
します。

2 番 はい。

議 長 はい、2番

2 番 議長一任でお願いします。

議 長 ただいま中岡委員から議長一任ということですので、私の方から指
名させていただきます。

余市町農業振興協議会委員につきましては、前回と同様に私と井川委員を推薦することでご異議ございませんか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、余市町農業振興協議会委員には私と井川委員を推薦することと決定いたします。

以上、本日もご提案申上げました案件は、全て終了いたしましたので、第34回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後2時00分)

(本会議所要時間 30分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 4 番

議事録署名委員 余市町農業委員 11 番